



スクールソーシャルワーカーだより No.1



こんにちは、スクールソーシャルワーカー(SSW)の はるた ひろかず 春田 裕和 と申します。令和3年度からスクールソーシャルワーカーとして宮浦中学校で勤務しています。今年度は、毎週水曜日と金曜日に児童や生徒の皆さん、保護者の皆さんとの相談を行っています。スクールソーシャルワーカー(SSW)として、小中学校の児童生徒の皆さん、保護者の皆さんの「困り感」が少なくなればと思っています。

今までに、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校でSSWとして、児童、生徒、学生、保護者の皆さんが困っている時、悩んでいる時に、お話を聞かせてもらいながら一緒に解決策や対応策等を考えてきました。また、皆さんのお話を聞くことで、問題を解決したり、「もやもやした気持ち」や「自分の考え」を整理したり、自分の本当の気持ちに気づいたり、心が軽くなるお手伝いもしてきました。

皆さんと相談するときには、「You are not alone (あなたは一人ではありません)」をモットー(心がけていること)として、皆さんの心に沿った相談をしたいと思っています。よろしくお願いします。

【略歴】

社会福祉士、精神保健福祉士、広島県スクールソーシャルワーカー(現在)、
国立弓削商船高等専門学校 スクールソーシャルワーカー(現在)、

《スクールソーシャルワーカー(SSW)はどんなことをするの?》

スクールソーシャルワーカー(SSW)は、児童生徒の皆さんや保護者の皆さんが生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る福祉・教育の専門職です。SSWは学校のことだけでなく家庭のこと、友達のこと、自分のことなどの悩みの相談に乗ります。先生たちとつながりながら、児童生徒の立場に寄りそってサポート(支援)します。家族の世話を頑張りすぎていたり、自分が他の人と違うことに悩んだり、からみあった困り感を解きほぐして、問題を解決していきます。

《皆さんが困っていることは何ですか?》



《相談についてのQ&A》

Q1 相談をしたい時はどのようにすればいいですか？

A：相談は予約制を基本としています。ゆっくり相談したい人は予約されることをお勧めします。各学校の教頭へ申し込みをしてください。その時に、相談の時間や連絡方法などの希望があれば、そのことを伝えてください。また、スクールソーシャルワーカー(SSW)に出会った時に、直接声をかけてくれてもいいです。もちろん、急に相談したい時もあります。

【児童生徒の皆さんは各学校の養護教諭の先生へ申し込んでください。保護者の皆さんは相談の申込方法(保護者の皆様)をご覧ください。】

Q2 いつ相談ができますか？

A：毎週水曜日と金曜日に学校にいますので、相談することができます。下の「相談日の予定」を見てください。

Q3 どこで相談するのですか？

A：各学校の相談室で行います。場合によっては家庭を訪問して行うこともあります。

Q4 どんな内容でもよいのですか？

A：はい、もちろんです。学校生活や友達関係のこと、学習や塾・部活のこと、家庭のこと、生活のこと、子育てのこと、その他気になっていることなど何でも相談できます。なんとなく気持ちがすっきりしない時でもいいですよ。自分の気持ちをゆっくり話してください。

Q5 秘密は守ってくれますか？

A：もちろん守ります。内容を他の人に知られたくないという時には秘密にします。

Q6 保護者も相談できますか？

A：スクールソーシャルワーカー(SSW)は保護者の方の相談もお受けします。子どもの成長のことや生活で気になること、家庭内のことなどの相談場所としてご利用ください。気がねなくお話に来ていただき、少しでも日々の困り感が少なくなっただけならと考えています。場合によっては家庭訪問をして相談に応じます。

《相談日の予定》

4月の予定		5月の予定	
9日(水) 10:00~16:40	11日(金) 10:00~16:40	2日(金) 10:00~16:40	7日(水) 10:00~16:40
16日(水) 10:00~16:40	18日(金) 10:00~16:40	14日(水) 10:00~16:40	16日(金) 10:00~16:40
23日(水) 10:00~16:40	25日(金) 10:00~16:40	21日(水) 10:00~16:40	
30日(水) 10:00~16:40		28日(水) 10:00~16:40	30日(金) 10:00~16:40

《相談の申込方法(保護者の皆様)》

- 連絡先 宮浦中学校 64-2055 池田教頭 西小学校 64-2004 常廣教頭
- 相談時間を調整するため、予約が必要となりますので事前に小学校・中学校へ、電話でお申し込みください。相談時間が決まり次第連絡しますので、連絡先もお伝えください。
(例：「スクールソーシャルワーカー(SSW)と〇〇日に相談したい。」)
- 上記の時間以外の相談を希望される方へもできる限り要望に沿えるようにしたいと思いますので、ご相談ください。